

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 古物営業法施行規則
根 拠 条 項 : 第 1 2 条 第 1 項
処 分 の 概 要 : 行商従業者証及び標識の様式の承認
原権者(委任先): 都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 古物営業法第 1 1 条 第 2 項(行商従業者証) 第 1 2 条(標識) 古物営業法施行規則第 1 0 条(行商従業者証の様式) 第 1 1 条(標識の様式)
審 査 基 準 : 許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、定めていない。
標 準 処 理 期 間 : 3 0 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :